

二曆三月三日源氏經系系記之五所王子
とあり紙筆法後束の物之南西に在る田川
郡よりて飽海郡にあつた但田沢大庄屋
安二年山寺出入口書の日よ陸川所所ハ砂
城及所領月日所ハ平賀及所とあれを
飽海郡砂城及一属と百姓ハ所所ハ飽
て飽海郡と出り所もあり一もや地利よ
おるて五郡混雜と一も所にあつた之山雅
集に羽志を飽海郡と書り所の強も一
一五所王子風系よりとり一とも羽志金峰

あより一あれをとり二も乃をも多日神又
大社名神よあつた神を三玉之所の靈神と
ハ玉之所の文云之又義の字に人偏を加へ
且義經記をみるとには西暦一あつた文治
二年山玉之所の物よりて西暦下向の時ハ
あつた西暦下向ハ元暦二年十一月の事
文治二年三月三日ハ年慶加賀玉之所の
ハ八月十日ハ月日の末ハ神号を少事神
一とあつたの法ハ何れに神姓ハ名を状と
同法と一（さ事よや東暦ホをりてを法を